# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2022年5月26日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【電話番号】 03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売出) ワールド・インフラ好配当株式ファンド(毎月決算型) 内国投資信託受益証券に係るファ ワールド・インフラ好配当株式ファンド(成長型) ンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) ワールド・インフラ好配当株式ファンド(毎月決算型) 内国投資信託受益証券の金額】 3兆円を上限とします。

ワールド・インフラ好配当株式ファンド (成長型)

3兆円を上限とします。 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

#### 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年4月15日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、各ファンドの主要投資対象である親投資信託「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」の運用指図に関する権限の全部または一部の委託先を「AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド」から、「マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド」へ変更する信託約款の変更を予定していることに伴い、記載事項の一部に変更が生じるため、本訂正届出書を提出するものです。

### 2【訂正の内容】

の部分は訂正部分を示します。

# 第一部【証券情報】

#### (12)【その他】

原届出書の第一部 証券情報 (12) その他につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(イ)申込証拠金

ありません。

(ロ)日本以外の地域における発行

ありません。

#### (八)振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### <信託約款変更の予定について>

各ファンドが主要投資対象とする親投資信託「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」 (以下、「当マザーファンド」といいます。)は、信託約款を変更するための手続きを行います。

#### 1.信託約款変更の内容

運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託先を「AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド」(以下、「AMPキャピタル」といいます。)から、「マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド」(以下、「マッコーリー」といいます。)に変更します。

なお、マッコーリーは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、グループ会社である「マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ビジネス・トラストの1シリーズ)」に再委託します。

信託約款の具体的な変更内容は、以下のとおりです。(下線部は変更部分を示します。)

親投資信託 [世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド]信託約款

	***
少自後	少田可
4 女工校	又文則
1 1 1 1 1 1	

#### 運用の基本方針

- 2. 運用方法
- (2) 投資態度
  - ~ (略)

有価証券の運用指図に係る権限の全部または一部を、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドに委託します。なお、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、グループ会社であるマッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ビジネス・トラストの1シリーズ)に再委託します。

運用の基本方針

- 2. 運用方法
- (2) 投資態度
  - ~ (略)

有価証券の運用指図に係る権限の全部または一部を、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。

#### <運用の権限委託>

第17条 委託者は、有価証券の運用の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。

名称: <u>マッコーリー・インベストメン</u> ト・マネジメント・グローバル・リミ テッド

住所: <u>50 Martin Place Sydney NSW</u> 2000, Australia

前項の委託を受けた者は、その委託を 受けた運用の指図に関する権限の一部 を、次の者に再委託します。

<u>委託する範囲:株式等の投資判断の一部</u> 再委託先名称:マッコーリー・インベス トメント・マネジメント・アドバイザー ズ(マッコーリー・インベストメント・ マネジメント・ビジネス・トラストの1</u> シリーズ)

再委託先所在地: Macquarie Investment
Management Business Trust,
Wilmington Trust Company,Rodney
Square North, 1100 N. Market Street,
Wilmington, Delaware 19890 United
States

第1項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする各投資信託において委託者が収受する報酬から支弁するものとします。その額は、この信託の投資信託財産の純資産総額に次の各号に定める率を日々乗じて得た額とし、その支払いは毎年2月および8月または信託終了のとき行います。なお、第2項の委託を受けた者が受ける報酬は、第1項の委託を受けた者が受ける報酬から支弁するものとし、その額については当事者間で定めるものとします。

- 1.投資信託財産の純資産総額が500億円 以下の部分に対して・・・年10,000分 の50
- 2. 投資信託財産の純資産総額が500億円 超の部分に対して・・・・年10,000分 の45

<運用の権限委託>

第17条 委託者は、有価証券の運用の指図に関する権限の全部または一部を次の者に委託します。

名称:<u>AMPキャピタル・インベスター</u> ズ・リミテッド

住所: <u>Level 24</u>, <u>AMP Building</u>, <u>33</u> <u>Alfred Street</u>, <u>Sydney NSW 2000</u>, Australia

(新設)

- 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする各投資信託において委託者が収受する報酬から支弁するものとします。その額は、この信託の投資信託財産の純資産総額に次の各号に定める率を日々乗じて得た額とし、その支払いは毎年2月および8月または信託終了のとき行います。
  - 1.投資信託財産の純資産総額が500億円 以下の部分に対して・・・・年10,000分 の50
  - 2. 投資信託財産の純資産総額が500億円 超の部分に対して・・・・年10,000分 の45

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第1項および第2項の規定にかかわらず、第1項および第2項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、委託者とのこの信託の運用にかかる契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

\_\_ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、委託者とのこの信託の運用にかかる契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### <信託業務の委託等>

#### 第31条

#### ~ (略)

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- 1.投資信託財産の保存にかかる業務
- 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3.委託者(第17条第1項<u>および第2項</u>に定め る運用の指図に関する権限の委託先を含 みます。)のみの指図により投資信託財 産の処分およびその他の信託の目的の達 成のために必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

# <信託業務の委託等>

#### 第31条

#### ~ (略)

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- 1.投資信託財産の保存にかかる業務
- 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者(第17条第1項に定める運用の指 図に関する権限の委託先を含みます。) のみの指図により投資信託財産の処分お よびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為にかかる業務
- 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 2.信託約款変更を行う理由

当マザーファンドの運用委託先である「AMPキャピタル」の親会社であるAMPグループ・ホールディングス・リミテッドは、事業再編により当マザーファンドの運用を担当する部門をマッコーリー・アセットマネジメント・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドに売却いたしました。当該売却の完了に伴い、当マザーファンドの運用委託先は「AMPキャピタル」から、「マッコーリー」へ変更となります。

この変更にあたり、当マザーファンドの運用を担当しているAMPキャピタルの運用チームは解散し、マッコーリーの運用チームが運用を引き継ぐこととなるため、弊社といたしましては、当マザーファンドの約款に重大な変更が生じるものと判断し、受益者の皆さまに書面決議にて賛否を問うことと致しました。なお、変更後も現状の運用の基本方針(投資対象や投資態度)等に変更はありません。

なお、書面決議で否決された場合には、約款に定められた運用の基本方針に則った運用の継続が 困難となるため、当マザーファンドおよび当マザーファンドを投資対象とするすべてのベビーファ ンド\*(以下「各ベビーファンド」という場合があります。)は繰上償還となります。

3.信託約款変更までの主な日程

受益者の確定日 2022年5月27日

書面による議決権の行使期限 2022年6月29日まで

書面決議の日(信託約款変更の可否が決定される日) 2022年6月30日

信託約款変更適用予定日 2022年7月15日

#### 4.書面による決議(書面決議)について

- ・書面による議決権の行使については、2022年5月27日現在の受益者(当マザーファンドを投資対象とする各ファンドを含むすべてのベビーファンド\*の受益者)の皆さまを対象としております。2022年5月28日以降に取得された受益権口数(2022年5月26日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、当マザーファンドにおいて議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、約款に定められた運用の基本方針に則った運用の継続が困難となるため、当マザーファンドは2022年8月10日に繰上償還(信託終了)となります。また、当マザーファンドが繰上償還となった場合、各ベビーファンドにつきましても、2022年8月12日に繰上償還(信託終了)となります。

書面決議の結果は、2022年6月30日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ (http://www.am-one.co.jp/) でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいた だければご確認いただけます。

- \* 当マザーファンドを投資対象とするすべてのベビーファンドは以下のとおりです。
  - ・ワールド・インフラ好配当株式ファンド(毎月決算型)
  - ・ワールド・インフラ好配当株式ファンド(成長型)
  - ・新光世界インフラ株式ファンド

# 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

b.ファンドの特色

(略)

# マザーファンドの運用指図権限の全部または一部をAMPキャピタル・イ ✓ ンベスターズ・リミテッド\*に委託します。

- ●同社はオーストラリアにおける最大規模の運用会社であり、170年もの歴史を誇るオース トラリア最大級の金融サービス企業、AMP社の子会社です。
- ●オーストラリアの資産のみならず、世界の不動産(REITを含む)やインフラ関連企業への投 資についても、世界的に著名な運用会社です。
- ●未上場のインフラ関連企業への直接投資についても1980年代 後半から実績を積み重ねております。



\*AMPグループ・ホールディングス・リミテッドは、2022年3月26日に事業再編により、運用部門の一部をマッコー リー・アセットマネジメント・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドに売却いたしました。

当該売却により、各ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用指図権限の委託先が「AMPキャピタル・イ ンベスターズ・リミテッド」(以下「AMPキャピタル」といいます。)から、「マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ グローバル・リミテッド」(以下「マッコーリー」といいます。)へ変更となりました。

この変更にあたり、マザーファンドの運用を担当しているAMPキャピタルの運用チームは解散し、マッコーリーの運 用チームが運用を引き継ぐこととなるため、マザーファンドの約款に重大な変更が生じるものと判断し、書面決議に て賛否を問う予定です。 なお、書面決議で否決された場合には、変更前の委託先での運用ができないため、各ファンドを繰上償還させていた

だきます。

(以下同じ)

(略)

<訂正後>

(略)

b.ファンドの特色

(略)

# マザーファンドの運用指図権限の全部または一部をAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。\*

- ●同社はオーストラリアにおける最大規模の運用会社であり、170年もの歴史を誇るオーストラリア最大級の金融サービス企業、AMP社の子会社です。
- ●オーストラリアの資産のみならず、世界の不動産(REITを含む)やインフラ関連企業への投資についても、世界的に著名な運用会社です。
- ●未上場のインフラ関連企業への直接投資についても1980年代 後半から実績を積み重ねております。



\*「世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド」は、信託約款を変更するための手続きを行います。詳しくは後述の <追加的記載事項>をご確認ください。なお、信託約款変更が決定した場合には、「ファンドの特色2」は以下のとおり 変更となります。

マザーファンドの運用指図権限の全部または一部をマッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド(以下、「マッコーリー」といいます。)に委託します。

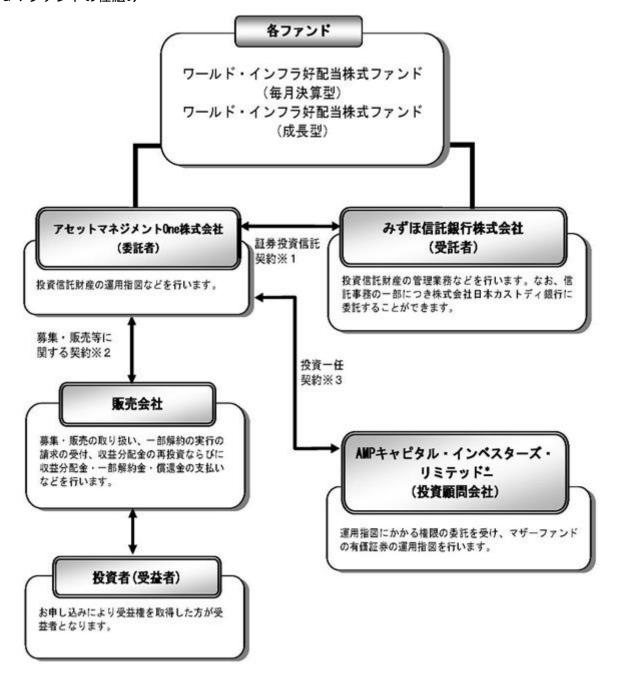
- ●マッコーリーは、その委託を受けた連用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、グループ会社である「マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ビジネス・トラストの1シリーズ)」に再委託します。
- ●オーストラリアの資産のみならず、世界の株式や債券、不動産(REITを含む)等にも投資しており、特にインフラストラクチャー資産のマネジャーとしては、世界的にも最大規模の運用会社です。

(略)

#### (3)【ファンドの仕組み】

#### <訂正前>

a.ファンドの仕組み



#### 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、 委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収 益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

#### 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い 等を規定しています。

## 3 投資一任契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用にかかる規 定、運用責任の所在、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

\*AMPグループ・ホールディングス・リミテッドは、2022年3月26日に事業再編により、運用部門の 一部をマッコーリー・アセットマネジメント・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド に売却いたしました。

当該売却により、各ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用指図権限の委託先が「AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド」(以下「AMPキャピタル」といいます。)から、「マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド」(以下「マッコーリー」といいます。)へ変更となりました。

この変更にあたり、マザーファンドの運用を担当しているAMPキャピタルの運用チームは解散 し、マッコーリーの運用チームが運用を引き継ぐこととなるため、マザーファンドの約款に重大 な変更が生じるものと判断し、書面決議にて賛否を問う予定です。

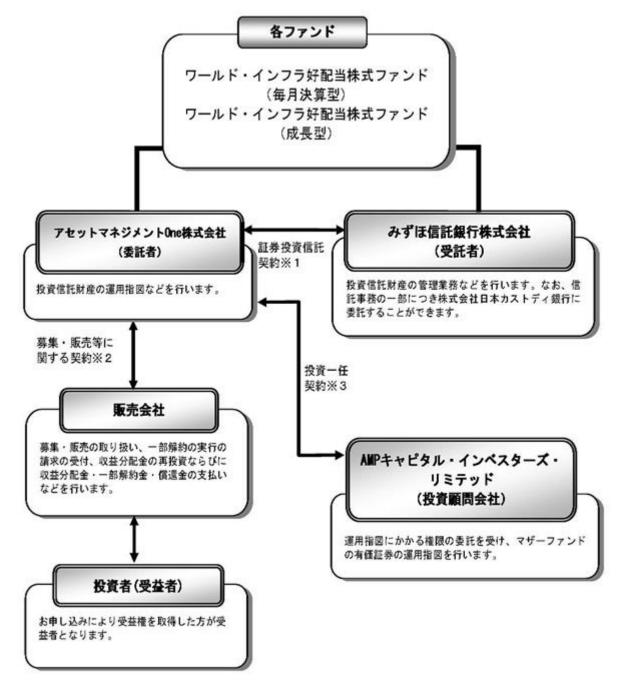
なお、書面決議で否決された場合には、変更前の委託先での運用ができないため、各ファンドを 繰上償還させていただきます。

(以下同じ)

(略)

#### < 訂正後 >

#### a.ファンドの仕組み



# 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、 委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収 益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

#### 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

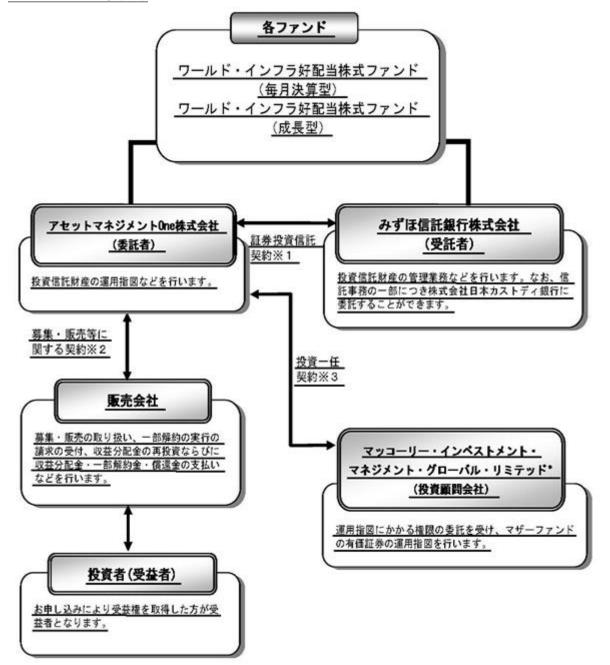
#### 3 投資一任契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用にかかる規 定、運用責任の所在、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

信託約款変更が決定した場合には、上記、第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格(3)ファンドの仕組み a.ファンドの仕組みは以下のとおり変更となります。

#### a . ファンドの仕組み



\*マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、グループ会社であるマッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ビジネス・トラストの1シリーズ)に再委託します。

#### 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、 委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収 益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

# 3 投資一任契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用にかかる規定、運用責任の所在、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。 \*\* マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、グループ会社であるマッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ)に再委託します。

(略)

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

<訂正前>

(略)

b . 運用の方法

(略)

マザーファンドの運用方針

世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド

(略)

2. 運用の方法

(略)

#### (2)投資態度

株式等の銘柄選定にあたっては、市況動向や、個別企業のキャッシュフロー安定性、成長性、流動性、配当等を勘案して投資を行います。

株式等の組入比率については、原則として高位を保ちますが、マーケット環境や資金動向を 勘案して組入比率を投資信託財産の50%程度を下限として引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

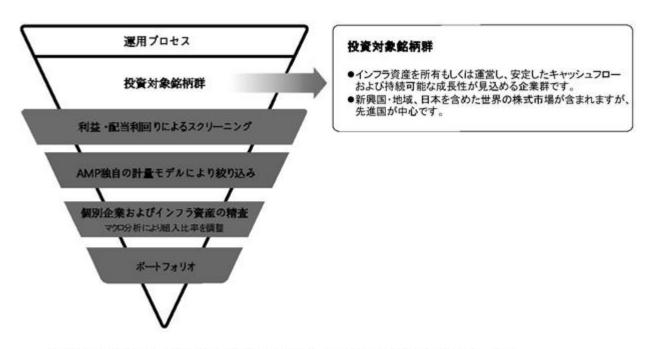
有価証券の運用指図に係る権限の全部または一部を、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

(略)

#### 運用プロセス

世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドは、以下のプロセスにより世界のピュア・インフラ企業が発行する上場株式などへの投資を行います。



出所: AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドのデータを基にアセットマネジメントOne作成<br/>
運用プロセスは2022年1月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

#### <訂正後>

(略)

b. 運用の方法

(略)

マザーファンドの運用方針

世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンド

(略)

2. 運用の方法

(略)

#### (2)投資態度

株式等の銘柄選定にあたっては、市況動向や、個別企業のキャッシュフロー安定性、成長性、流動性、配当等を勘案して投資を行います。

株式等の組入比率については、原則として高位を保ちますが、マーケット環境や資金動向を 勘案して組入比率を投資信託財産の50%程度を下限として引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

有価証券の運用指図に係る権限の全部または一部を、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに委託します。 \*

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わないことがあります。

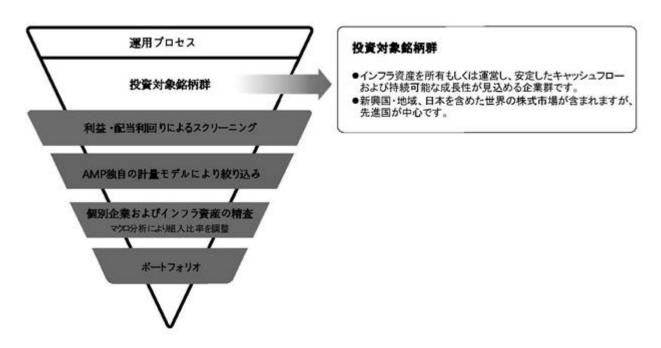
\*信託約款変更が決定した場合には、上記マザーファンドの運用方針 2.運用の方法(2)投 資態度 は以下のとおり変更となります。

有価証券の運用指図に係る権限の全部または一部を、マッコーリー・インベストメント・マ ネジメント・グローバル・リミテッドに委託します。なお、マッコーリー・インベストメン ト・マネジメント・グローバル・リミテッドは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の 一部(株式等の投資判断の一部)を、グループ会社であるマッコーリー・インベストメント・ マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ビジネ ス・トラストの1シリーズ)に再委託します<u>。</u>

(略)

#### 運用プロセス

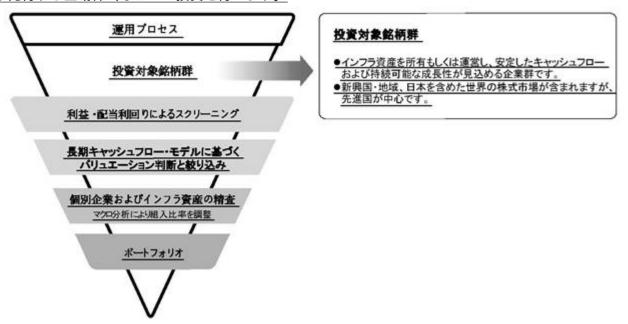
世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドは、以下のプロセスにより世界のピュア・インフラ企 業が発行する上場株式などへの投資を行います。



出所: AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドのデータを基にアセットマネジメントOne作成 運用プロセスは2022年1月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。 信託約款変更が決定した場合には、運用プロセスは以下のとおり変更となります。

#### 運用プロセス

世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドは、以下のプロセスにより世界のピュア・インフラ企業が発行する上場株式などへの投資を行います。



出所:マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドのデータを基にアセットマネジメントOne作成 運用プロセスは、今後予告なく変更される場合があります。

#### (3)【運用体制】

<訂正前>

a.ファンドの運用体制

(略)

運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とする世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドはAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに運用の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは投資一任契約に基づいて運用計画を策定・報告し、 運用指図および売買執行・管理を行います。

(略)

#### <訂正後>

a . ファンドの運用体制

(略)

運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とする世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドはAMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに運用の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは投資一任契約に基づいて運用計画を策定・報告し、

運用指図および売買執行・管理を行います。\*

(略)

\*信託約款変更が決定した場合には、上記、第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投 資方針 (3)運用体制 a.ファンドの運用体制 は、以下のとおり変更となります。

#### 運用の指図に関する権限の委託

<u>各ファンドが主要投資対象とする世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドはマッコーリー・</u> インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドに運用の指図に関する権限の全部または

#### 一部を委託します。一

マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは投資ー任契約に基づい て運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッドは、その委託を受けた 運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、グループ会社であるマッコー リー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マ ネジメント・ビジネス・トラストの1シリーズ)に再委託します。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (3)【信託報酬等】

#### <訂正前>

各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.848%(税抜1.68%)

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または 信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに各ファンドから支払われま す。

±+/ /±	内訳(税	主な役務
支払先	抜)	
委託会社	年率0.88%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の
		算出等の対価
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口
		座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等
		の対価

委託会社の信託報酬には、世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.50%以内)が含まれます。

投資顧問報酬は、毎計算期末または信託終了のとき支払われます。

#### <訂正後>

各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.848%(税抜1.68%)

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または 信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに各ファンドから支払われま す。

支払先	内訳(税	主な役務
又抵尤	抜)	
委託会社	年率0.88%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の
		算出等の対価
販売会社	年率0.75%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口
		座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等
		の対価

委託会社の信託報酬には、世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.50%以内)

が含まれます。<sup>\*</sup>

投資顧問報酬は、毎計算期末または信託終了のとき支払われます。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

\*信託約款変更が決定した場合には、以下のとおり変更となります。

委託会社の信託報酬には、世界好配当ピュア・インフラ株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド)に対する報酬(各ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.50%以内)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ビジネス・トラストの1シリーズ)に対する報酬が含まれます。

# 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(略)

#### (3) 投資顧問会社

名称	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド <sup>*</sup>
資本金の額	70百万豪ドル (2020年12月末日現在)
事業の内容	豪州において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

\*AMPグループ・ホールディングス・リミテッドは、2022年3月26日に事業再編により、運用部門の 一部をマッコーリー・アセットマネジメント・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド に売却いたしました。

当該売却により、各ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用指図権限の委託先が「AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド」(以下「AMPキャピタル」といいます。)から、「マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド」(以下「マッコーリー」といいます。)へ変更となりました。

この変更にあたり、マザーファンドの運用を担当しているAMPキャピタルの運用チームは解散し、マッコーリーの運用チームが運用を引き継ぐこととなるため、マザーファンドの約款に重大な変更が生じるものと判断し、書面決議にて賛否を問う予定です。

<u>なお、書面決議で否決された場合には、変更前の委託先での運用ができないため、各ファンドを</u> 繰上償還させていただきます。

#### <訂正後>

(略)

#### (3) 投資顧問会社

名称	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド *
資本金の額	70百万豪ドル (2020年12月末日現在)
事業の内容	豪州において投資顧問業および投資信託業務を行っています。

#### \*信託約款変更が決定した場合には、投資顧問会社は以下のとおり変更となります。

名称	マッコーリー・インベストメント・マネジメント・グローバル・リミテッド
資本金の額	245.7百万豪ドル (2021年12月末日現在)
事業の内容	資産運用に関する業務を営んでいます。

委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、グループ会社であるマッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ(マッコーリー・インベストメント・マネジメント・ビジネス・トラストの1シリーズ)に再委託します。